

条例(案)要綱と条例案の対比表

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
前文	<p>平成7年(1995年)に制定された地方分権推進法に基づいて進められた地方改革は、平成12年(2000年)の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、国と地方の対等性が法的に担保され、その後、三位一体改革の推進、地方分権改革推進法の制定など、その具現化が図られてきています。</p> <p>また、本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、概ね小学校区を単位とするコミュニティの組織化に取り組み、各地域で活発な地域づくり活動が展開されています。こうした取り組みは、地域住民が、地域的な生活課題を、住民の意思と責任に基づいて解決するという「住民自治」の原理を体現する営みと云うことができます。一方で、住民にとって最も身近な自治組織である自治会の現状を見ると、高齢化の進行などによる役員の担い手不足や加入率の低下などの問題を抱えており、地域における高齢者世帯や子育て世帯への支援、防犯・防災対策等に対する取り組みが困難な状況になっています。</p> <p>さらに、自治体行政も、人口減少と急速な高齢化などによって、ヒト、モノ、カネなどの経営資源の縮小が余儀なくされる中で、「団体自治」に求められる自主・自立的な行政運営を図り、住民のセーフティネットとしての役割をいかに全うしていくかということ</p>	<p>平成7年(1995年)に制定された地方分権推進法に基づいて進められた地方改革は、平成12年(2000年)の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、国と地方の対等性が法的に担保され、その後、三位一体改革の推進、地方分権改革推進法の制定など、その具現化が図られてきています。</p> <p>また、本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、概ね小学校区を単位とするコミュニティの組織化に取り組み、各地域で活発な地域づくり活動が展開されています。こうした取り組みは、地域住民が、地域的な生活課題を、住民の意思と責任に基づいて解決するという「住民自治」の原理を体現する営みであり、今後さらに活性化させる必要があります。一方で、住民にとって最も身近な自治組織である自治会の現状を見ると、高齢化の進行などによる役員の担い手不足や加入率の低下などの問題を抱えており、地域における高齢者世帯や子育て世帯への支援、防犯・防災対策等に対する取り組みが困難な状況になっています。</p> <p>さらに、自治体行政も、人口減少と急速な高齢化などによって、ヒト、モノ、カネなどの経営資源の縮小が余儀なくされる中で、「団体自治」に</p>	<p>コミュニティの更なる発展へという意図を強調するため、表現を修正しました。</p>

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
	<p>が問われています。</p> <p>こうした状況の中、本市では、平成22年(2010年)に「川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号)」を制定し、この条例に基づき、まちづくりの様々な主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、自らの役割を担い、お互いを補完し合うことで、個性的で魅力あふれるまちづくりを進めています。今後、本市が持続的に発展していくためには、住民自治と団体自治双方のさらなる機能強化を図ることが必要であり、それを具現化するための仕組みが求められています。</p> <p>このような認識の下、地域分権制度を創設し、本市行政の機能強化を図るとともに、地域における総合的な自治を強化することにより、自治体力を高めることをめざします。</p>	<p>求められる自主・自立的な行政運営を図り、住民のセーフティネットとしての役割をいかに全うしていくかということが問われています。</p> <p>こうした状況の中、本市では、平成22年(2010年)に「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」を制定し、この条例に基づき、まちづくりの様々な主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、自らの役割を担い、お互いを補完し合うことで、個性的で魅力あふれるまちづくりを進めています。今後、本市が持続的に発展していくためには、住民自治と団体自治双方のさらなる機能強化を図ることが必要であり、それを具現化するための仕組みが求められています。</p> <p>このような認識の下、地域分権制度を創設し、本市行政の機能強化を図るとともに、地域における総合的な自治を強化することにより、自治体力を高めることを目指します。</p>	<p>法制上の表現の整理により削除しました。</p>
<p>第1条 (目的)</p>	<p>この条例は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号)第3条に規定する基本理念にのっとり、地域分権による地域における総合的な自治の強化に関する基本的な事項を定め、もって自治体力の強化に寄与することを目的とする。</p>	<p>この条例は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号)第3条に規定する基本理念にのっとり、地域分権による地域における総合的な自治の強化に関する基本的な事項を定め、もって自治体力の強化に寄与することを目的とする。</p>	

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
第2条 (定義)	<p>この条例において、次の①～⑦に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>① 市民 市内に住所を有する者をいう。</p> <p>② 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。</p> <p>③ マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第2条第1号に規定するマンションであつて、市内に存するものをいう。</p> <p>④ マンション管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。</p> <p>⑤ 地域自治組織 地域住民が自ら意思形成し、地域のために活動する機能を有する組織で、12(3)の規定による認定を受けた組織をいう。</p> <p>⑥ 住宅業者 市内で住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者をいう。</p> <p>⑦ 地域別構想 市内の一定の区域を単位とし、地域の特性や多様性を生かした地域のありたい姿を掲げ、その実現に向けた地域づくりの方向を示すものとして市の総合計画に位置付けられたものをいう。</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者をいう。</p> <p>(2) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。</p> <p>(3) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第2条第1号に規定するマンションであつて、市内に存するものをいう。</p> <p>(4) マンション管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。</p> <p>(5) コミュニティ組織 地域住民が自ら意思形成し、地域のために活動する機能を有する組織をいう。</p> <p>(6) 住宅業者 市内で住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者をいう。</p> <p>(7) 地域別構想 市内の一定の区域を単位とし、地域の特性や多様性を生かした地域のありたい姿を掲げ、その実現に向けた地域づくりの方向を示すものとして市の総合計画に位置付けられたものをいう。</p>	<p>これまで幾度となく議員協議会において、コミュニティとは別に地域自治組織という新組織を作るのかというご指摘をいただき、地域自治組織と現コミュニティとの関係を明確に条文化する必要があったこと、また、パブリックコメントにおいても、「現コミュニティを地域自治組織にすれば良いのではないか」、「コミュニティ推進協議会がこの条例によって法的に位置付けられる気がする」、また、「定義にコミュニティ推進協議会を入れるべき」などというご意見をいただいたことを踏まえ、修正しました。</p>

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
第3条 (市民の役割)	市民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、住所を有する地域での活動に関心を持ち、自治会に加入するなど、地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする。	市民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、住所を有する地域での活動に関心を持ち、 積極的に 自治会に加入するなど、地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする。	議員協議会やパブリックコメントにおいて、「市民の役割として『自治会に加入する』と表現している部分をさらに強める必要がある」というご意見を踏まえ、地域活動への主体的な参画の基本となる自治会への加入について、最大限必要性を示すことができる表現とするため、「積極的に自治会に加入する」に修正しました。
第4条 (自治会の役割)	(1) 自治会は、地域における最も身近な地縁組織として、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むとともに、市民に対し、自治会への加入促進、地域活動への参加などを呼びかけるよう努めるものとする。 (2) 自治会は、 地域自治組織 と役割分担を図り、互いに補完し合いながら、地域のまちづくりを進めるよう努めるものとする。	自治会は、地域における最も身近な地縁組織として、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むとともに、市民に対し、自治会への加入促進、地域活動への参加などを呼びかけるよう努めるものとする。 2 自治会は、 コミュニティ組織 と役割分担を図り、互いに補完し合いながら、地域のまちづくりを進めるよう努めるものとする。	言葉の置き換えにより修正しました。
第5条 (マンション管理組合等の役割)	(1) マンションに居住している者（以下「居住者」という。）は、居住者を構成員とする自治会の形成又は当該マンションの存する地域の自治会への加入に努めるものとする。 (2) マンション管理組合は、(1)の規定による自治会の形成又は既存の自治会への加入がない場合にあつては、4に規定する自治会の活動に準じた活動を行うよう努めるとともに、 地域自治組織 に構成団体として参画するなど、より良い地域づ	マンションに居住している者（以下「居住者」という。）は、居住者を構成員とする自治会の形成又は当該マンションの存する地域の自治会への加入に努めるものとする。 2 マンション管理組合は、前項の規定による自治会の形成又は既存の自治会への加入がない場合にあつては、前条に規定する自治会の活動に準じた活動を行うよう努めるとともに、 コミュニティ組織 に構成団体として参画するなど、	言葉の置き換えにより修正しました。

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
	<p>くりを目的として地域活動に取り組むよう努めるものとする。</p>	<p>より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むよう努めるものとする。</p>	
<p>第6条 (地域自治組織コミュニティ組織の役割)</p>	<p>(1) 地域自治組織は、地域分権による住民自治の推進を図るため、地域が抱える課題解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努めるものとする。</p> <p>(2) 地域自治組織は、市民に対する自治会加入促進に係る取組に積極的に協力し、自治会活動の活性化の推進に努めるものとする。</p>	<p>コミュニティ組織は、住民自治の推進を図るため、地域が抱える課題の解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努めるものとする。</p> <p>2 コミュニティ組織は、市民に対する自治会加入促進に係る取組に積極的に協力し、自治会活動の活性化の推進に努めるものとする。</p> <p>3 コミュニティ組織は、透明かつ民主的な運営に努めるものとする。</p>	<p>言葉の置き換えにより修正しました。また、コミュニティ組織に表現を改めたことにより、一括交付金の交付の有無に関わらず、現コミュニティ組織全体の共通的な役割として表現するため、「地域分権による」を削除しました。</p> <p>コミュニティ組織という表現に改めたことにより、現に活動している組織として規約等の内部規定により担保されるべきものであることから、条例案要綱第19条を削除し、総括的に当該条項にその趣旨を規定しました。</p>
<p>第7条 (住宅業者の役割)</p>	<p>(1) 住宅業者は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行うに当たっては、自治会への加入及び新たな自治会の設立について入居予定者に説明するよう努めるものとする。</p> <p>(2) (1)の場合において、住宅業者は、入居予定者が新たな自治会の設立を予定していることを知ったとき又は知り得ると認められるときは、当該住宅の存する地域の住民との間に良好な近隣関係が保持されるよう、入居予定者に既存の自治会と連携等を行うことについて説明するとともに、当該自治会との連絡調整に努めるものとす</p>	<p>住宅業者は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行うに当たっては、自治会への加入及び新たな自治会の設立について入居予定者に説明するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、住宅業者は、入居予定者が新たな自治会の設立を予定していることを知ったとき又は知り得ると認められるときは、当該住宅の存する地域の住民との間に良好な近隣関係が保持されるよう、入居予定者に既存の自治会と連携等を行うことについて説明するとともに、当該自治会との連絡調整に努め</p>	

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
第8条 (住宅建築に伴う連絡担当者の届出)	<p>る。</p> <p>(1) 住宅業者は、新たに開発許可を要する住宅又は市長が協議を要すると認めるものを建築しようとするときは、7の規定による自治会への加入、新たな自治会の設立、既存の自治会との連携等に係る入居予定者への説明を行うに当たって、市及び当該住宅の存する地域の既存の自治会との連絡調整に当たる担当者（以下「連絡担当者」という。）を選任し、市長に届け出るものとする。</p> <p>(2) 市長は、(1)の届出があったときは、当該住宅の存する地域の自治会に対し、当該地域内に新たに住宅が建築されること、連絡担当者の届出があったことなど、当該届出に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(3) 連絡担当者は、7の規定による説明に係る自治会との連絡調整の結果について、市長に報告するものとする。</p>	<p>るものとする。</p> <p>住宅業者は、新たに開発許可を要する住宅又は市長が協議を要すると認めるものを建築しようとするときは、前条の規定による自治会への加入、新たな自治会の設立、既存の自治会との連携等に係る入居予定者への説明を行うに当たって、市及び当該住宅の存する地域の既存の自治会との連絡調整に当たる担当者（以下「連絡担当者」という。）を選任し、市長に届け出るものとする。</p> <p>2 市長は、前項の届出があったときは、当該住宅の存する地域の自治会に対し、当該地域内に新たに住宅が建築されること、連絡担当者の届出があったことなど、当該届出に関する情報を提供するものとする。</p> <p>3 連絡担当者は、前条の規定による説明に係る自治会との連絡調整の結果について、市長に報告するものとする。</p>	
第9条 (市の責務)	<p>(1) 市は、1に規定する目的を達成するため、地域活動の活性化に積極的かつ主体的に取り組むものとする。</p> <p>(2) 市は、自治会又は地域自治組織が取り組む地域活動に対し、①～⑦に掲げる必要な支援等を実施するものとする。</p> <p>① 自治会加入促進への支援</p> <p>② 自治会活性化への支援</p>	<p>市は、第1条に規定する目的を達成するため、地域活動の活性化に積極的かつ主体的に取り組むものとする。</p> <p>2 市は、自治会及びコミュニティ組織が取り組む地域活動に対し、次に掲げる必要な支援等を実施するものとする。</p> <p>(1) 自治会加入促進への支援</p> <p>(2) 自治会及びコミュニティ組織の活性化へ</p>	<p>言葉の置き換えにより修正しました。</p> <p>条例案要綱の②～⑤について、統合して</p>

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
	<p>③ 自治会への財政的支援</p> <p>④ 地域自治組織への人的支援</p> <p>⑤ 地域自治組織への財政的支援</p> <p>⑥ 自治会及び地域自治組織への情報提供</p> <p>⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、自治会及び地域自治組織に対する必要な協力及び助言</p>	<p>の支援</p> <p>(3) 自治会及びコミュニティ組織への財政的支援</p> <p>(4) コミュニティ組織への人的支援</p> <p>(5) 自治会及びコミュニティ組織への情報提供</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、自治会及びコミュニティ組織に対する必要な協力及び助言</p>	<p>表記しました。</p> <p>言葉の置き換えにより修正しました。</p>
<p>第10条 (地域自治組織-コミュニティ組織の設置及び区域)</p>	<p>(1) 市民は、一定の区域を範囲として、地域自治組織を設置することができる。</p> <p>(2) (1)に規定する区域の範囲は、小学校区(川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則(平成16年川西市教育委員会規則第9号)別表第1に定める校区をいう。以下同じ。)とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、小学校区を越えた区域において地域自治組織を設置することができる。</p>	<p>市民は、一定の区域を範囲として、コミュニティ組織を設置することができる。</p> <p>2 前項に規定する区域の範囲は、小学校区(川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則(平成16年川西市教育委員会規則第9号)別表第1に定める校区をいう。以下同じ。)とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、小学校区を越えた区域においてコミュニティ組織を設置することができる。</p>	<p>言葉の置き換えにより修正しました。</p>
<p>第11条 (地域自治組織-コミュニティ組織の構成員)</p>	<p>地域自治組織は、①～②に掲げるものを構成員とする。</p> <p>① 10(2)に規定する区域に住所を有する者</p> <p>② ①に掲げる者のほか、10(2)に規定する区域で事業を行う個人若しくは法人、当該区域への通学者若しくは通勤者又は当該区域で活動する団体で、当該地域自治組織が認めたもの</p>	<p>コミュニティ組織は、次に掲げる者を構成員とする。ただし、第1号に掲げる者を、必ずその構成員としなければならない。</p> <p>(1) 前条第2項に規定する区域に住所を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、前条第2項に規定する区域で事業を行う個人若しくは法人、当</p>	<p>言葉の置き換えにより修正しました。</p> <p>また、現行のコミュニティ組織は、当該区域に住所を有する者を構成員とすることで足り得ることを表現するため、但し書きを追加しました。</p>

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
		<p>該区域への通学者若しくは通勤者又は当該区域で活動する団体で、当該コミュニティ組織が認めたもの</p>	
<p>第12条 (地域自治組織の認定等)</p>	<p>-(1) 地域自治組織を設置しようとする者は、市長の認定を受けなければならない。この場合において、地域自治組織は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>① 10(2)の規定に合致し、かつ、当該区域に既に認定を受けている地域自治組織がないこと。</p> <p>② 10(2)に規定する区域の主要な団体が、地域自治組織の運営に参画していること。</p> <p>③ 11に規定する構成員で組織されていること。</p> <p>④ 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域自治組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。</p> <p>-(2) (1)の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>-(3) 市長は、(2)の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該申請者に書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>-(4) (3)の規定により認定を受けた地域自治組織は、(2)の規定により申請した内容に変更が生</p>		<p>地域自治組織の設立について認定が必要であったものについて、コミュニティ組織が一括交付金を受ける際に一定の要件の下、市長の承認を要することに改めたことにより、条例案要綱第12条は削除し、条例案第15条に一括交付金の交付要件として規定しました。その際、地域自治組織の認定の取消しに関する内容は、コミュニティ組織の一括交付金を受ける際の承認という手続きに変更となったことから、交付金の交付の決定取消しに関するものであるため、削除しました。</p>

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
	<p>じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(5) 市長は、地域自治組織が(1)の規定に該当しなくなったと認めたとき又は15の規定に該当する活動があったと認めたときは、その認定を取り消すことができる。</p>		
<p>第 1-3-1 2条 (地域自治組織コミュニティ組織の事業)</p>	<p>地域自治組織は、地域課題を解決し、住み良いまちづくりを推進するため、①～⑨の事業を行う。</p> <p>① 文化及び体育に関する事業 ② 環境の保全及び創造に関する事業 ③ 福祉の増進に関する事業 ④ 防犯、安全及び防災に関する事業 ⑤ 健康の増進に関する事業 ⑥ 青少年の健全育成に関する事業 ⑦ 良好なまちづくりに関する事業 ⑧ 住民の情報交換及び交流親睦に関する事業 ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、地域のまちづくりにおける地域課題を解決するため、特に必要があると地域自治組織が認める事業</p>	<p>コミュニティ組織は、地域課題を解決し、住み良いまちづくりを推進するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 文化及び体育に関する事業 (2) 環境の保全及び創造に関する事業 (3) 福祉の増進に関する事業 (4) 防犯、安全及び防災に関する事業 (5) 健康の増進に関する事業 (6) 青少年の健全育成に関する事業 (7) 良好なまちづくりに関する事業 (8) 住民の情報交換及び交流親睦に関する事業 (9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりにおける地域課題を解決するため、特に必要があるとコミュニティ組織が認める事業</p>	<p>言葉の置き換えにより修正しました。</p>

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
<p>第14条 (地域別計画の策定)</p>	<p>-(1) 地域自治組織は、地域別構想に掲げた地域のありたい姿を実現するために実施する事業を取りまとめた計画(以下「地域別計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>-(2) 市は、地域別計画を尊重し、市の総合計画の実現に向けて必要な支援を実施するものとする。</p>		<p>地域自治組織の設立について認定が必要であったものについて、コミュニティ組織が一括交付金を受ける際に一定の要件の下、市長の承認を要することに改めたことにより、条例案要綱第14条は、条例案第15条の交付金の交付要件に移行しました。</p>
<p>第15-1条 3条 (活動の制限)</p>	<p>地域自治組織は、①～③に掲げる活動をしてはならない。</p> <p>① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動</p> <p>② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</p> <p>③ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</p>	<p>コミュニティ組織は、次に掲げる活動をしてはならない。</p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</p> <p>(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</p>	<p>言葉の置き換えにより修正しました。</p>
<p>第16-1条 4条 (まちづくり地域交付金地域づくり一括交付金)</p>	<p>市長は、地域自治組織が14(1)の規定により策定した地域別計画に基づく活動に対する支援として、地域自治組織に対しまちづくり地域交付金(以下「交付金」という。)を交付する。</p>	<p>市長は、コミュニティ組織に対し財政的支援を行うため、地域づくり一括交付金(以下「交付金」という。)を交付することができる。</p>	<p>地域自治組織からコミュニティ組織に置き換えたこと、また、議員協議会等において、「一括交付金の名称が基本方針と変わっている」などのご意見をいただいたことから、現行の補助金を整理統合し、一括して交付するものであるという内容を明確に表現するため、交付金の名称を改めたことにより、表現</p>

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
			を修正しました。
第15条 (交付金の 交付要件 等)		<p>コミュニティ組織が交付金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けるものとする。この場合において、コミュニティ組織は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 第10条第2項に規定する区域の主要な団体が、コミュニティ組織の運営に参画していること。</p> <p>(2) 第11条第1号及び第2号に規定する構成員で組織されていること。</p> <p>(3) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他コミュニティ組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。</p> <p>(4) 地域別構想に掲げた地域のありたい姿を実現するために実施する事業を取りまとめた地域別計画を策定していること。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請について、その内容を確認の上、承認を行ったときは、当該コミュニティ組織に書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により承認を受けたコミュニティ組織は、同項の規定により申請した内容に</p>	<p>地域自治組織の設立について認定が必要であったものについて、コミュニティ組織が一括交付金を受ける際に一定の要件の下、市長の承認を要することに改めたことにより、条例案第15条に交付金の交付要件を規定しました。</p>

項目	条例(案)要綱	条例案	変更理由
		変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	
第 17 16 条 (交付金の額等)	交付金の額、 交付金の交付申請及び 交付申請に係る手続は、市長が別に定める。	交付金の額、交付に係る手続等は、市長が別に定める。	法制上の表現の整理により修正しました。
第 18 条 (活動報告)	地域自治組織は、毎年度、市長が必要と認める書類を添えて、活動の報告書を市長に提出しなければならない。		コミュニティ組織が一括交付金を受ける際に一定の要件の下、市長の承認を要することに改めたことにより、交付金の実績報告書として提出することとなるため、削除しました。
第 19 条 (情報公開等)	地域自治組織は、18に規定する活動の報告書及び活動に関するすべての書類を備え付けるものとし、積極的に情報公開に努めるものとする。		コミュニティ組織という表現に改めたことにより、現に活動している組織として規約等の内部規定により担保されるべきものであることから、条例案要綱第 19 条を削除し、総括的に条例案第 6 条第 3 項にその趣旨を規定しました。
第 20 17 条 (委任)	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	
付 則		この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。	条例案では、施行日を記載しました。